

国際青少年サイエンス交流事業  
[一般公募]

— さくらサイエンスプログラム —  
科学技術体験コース (A コース)  
共同研究活動コース (B コース)  
科学技術研修コース (C コース)

2025 年度 募集要項  
(第 1 版)

国立研究開発法人科学技術振興機構  
さくらサイエンスプログラム推進本部  
2025 年 3 月

## 目次

1. 事業の基本的枠組み.....	2
1.1 目的.....	2
1.2 対象とする国・地域.....	2
1.3 対象とする分野・テーマ.....	2
1.4 主たる招へい者の要件.....	2
1.5 引率者の要件.....	4
1.6 受入れ機関の要件.....	4
1.7 実施時期に関する要件.....	4
1.8 対象としない交流計画.....	4
1.9 中国からの招へいに係る事前届出.....	5
2. 交流計画の立案.....	5
2.1 交流計画のコース.....	5
2.2 実施内容.....	7
2.3 受入れ機関の体制.....	8
2.4 送出し機関の体制.....	8
2.5 実施時期.....	8
2.6 経費.....	8
2.7 その他交流計画立案にあたっての留意点.....	8
3. 交流計画の申請.....	9
3.1 受付期間.....	9
3.2 複数申請・同時申請の制限.....	9
3.3 申請手順.....	9
4. 選考.....	10
4.1 選考体制.....	10
4.2 選考方針.....	10
4.3 選考基準.....	10
5. 交流計画の実施、報告等.....	11
5.1 採否結果の通知・協議.....	11
5.2 実施協定書の締結.....	11
5.3 経費の納入.....	12
5.4 協定締結後の手続き、報告等.....	12
5.5 追跡調査.....	13
6. 関連手続き・留意事項.....	13
6.1 査証（ビザ）.....	13
6.2 さくらサイエンスクラブへの加入.....	14
6.3 機関情報、個人情報等の取扱い.....	14
6.4 法令、実施協定等の遵守.....	14
6.5 安全保障貿易管理.....	14
6.6 知的財産の取扱い.....	14
6.7 その他.....	15
7. 問い合わせ等.....	15
別添 1 対象とする国・地域一覧.....	16
別添 2 JST 支援金の対象となる経費.....	17
別添 3 申請から実施・修了後までの流れ.....	23
別添 4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）.....	24

用語について： 本要項における用語の定義は以下の通りです。

(全般)

交流計画	交流計画書により本プログラムに申請する交流内容。採択後は実施協定書およびJST が承認した業務計画書に基づき実施される交流内容。
受入れ機関	大学、高等専門学校、高等学校、国立研究開発法人、独立行政法人、民間企業、地方公共団体、公益または一般法人等の国内に法人格を有する機関であって、交流計画を申請、実施する機関。
送出し機関	招へい者を派遣し、受入れ機関と協力して交流計画を企画、実施する機関。
実施協定書	採択後、交流計画の実施に関して受入れ機関と JST との約定を定めるもの。

(招へい者)

招へい者	交流計画に参加するために来日する者。以下の「主たる招へい者」、「引率者」および「自己資金招へい者」の総称。
主たる招へい者	「1.4 主たる招へい者の要件」を満たす者であって、交流計画の目的において主たる対象として JST 支援金により招へいする者。
引率者	交流計画を円滑に進めるために主たる招へい者を引率し、交流計画全体を安全かつ円滑に進める責務を負います。JST 資金による招へい者を原則としますが、交流計画により JST 支援金による招へい者に引率者を含めることが難しい場合には、自己資金招へい者を引率者にあてることも可能です。
自己資金招へい者	受入れ機関または送出し機関等が自ら全額を負担して交流計画に参加させる者。自己資金招へい者の要件は、主たる招へい者・引率者と同様であることが原則です。

(受入れ機関関係者)

実施主担当者	受入れ機関に所属する者で、申請者として交流計画を企画・申請し、採択後は実施や報告を中心的に行う者。
連絡担当者	受入れ機関に所属する者で、交流計画の内容および実施状況を把握し、実施主担当者が連絡を取れない場合等に、JST との連絡調整を行う担当者。
事務担当者	受入れ機関に所属する者で、 <u>実施協定締結事務、経理事務等</u> を行う担当者。
実施責任者	受入れ機関の代表責任者。実施協定書の契約権限者、調印者。
協力者	日本国内またはオンラインにおいて交流計画に参加または協力する者で、特に旅費、謝金等の JST 支援金支出の対象となる者。講演者、講演や実験、訪問等の運営を実施または補助する者（実施主担当者を含む受入れ機関関係者、TA、学生アルバイト等）、通訳者、ホームステイ先の保護者等。送出し機関に所属する者を協力者に含むことはできません。

(経費)

JST 支援金	交流計画実施のために必要な費用として JST が支援する経費。直接経費および一般管理費を含みます。（詳細「別添 2 JST 支援金の対象となる経費」、P17 参照）。
分担金	JST 支援金の対象としうる経費のうち、受入れ機関または送出し機関等が自ら負担する費用。分担金は交流計画書の「7）経費概算見積書」に記入して下さい。

自己資金	JST 支援金対象外の用途や JST 支援金の上限を超える場合に、受入れ機関または送出し機関等が自ら負担する費用。「自己資金招へい者」に要する費用、旅費やプログラム経費等の上限金額を超えて要する経費を指します。このうち「自己資金招へい者」の費用は交流計画書の「3) 招へい者」に記入して下さい。
------	---

## 1. 事業の基本的枠組み

### 1.1 目的

「国際青少年サイエンス交流事業(さくらサイエンスプログラム)」(以下、「本事業」という。)は、科学技術振興機構(以下、「JST」という。)が、産学官の緊密な連携により、諸外国・地域の青少年の我が国への招へい等を通じて、我が国の青少年との科学技術分野の交流を行う事業です。これを通して、

- ① 科学技術イノベーションに貢献しうる優秀な人材の養成・確保
- ② 国際的頭脳循環の促進
- ③ 日本と諸外国・地域の教育研究機関間の継続的連携・協力・交流
- ④ 科学技術外交にも資する日本と諸外国・地域との友好関係の強化

に貢献し、ひいては、日本および世界の科学技術・イノベーションの発展に寄与することを目的とするものです。

本事業は、諸外国・地域の優秀な青少年を日本へ短期間招く等により、日本の先端的な科学技術や文化に触れていただくものです。

### 1.2 対象とする国・地域

対象とする国・地域は別添1「対象とする国・地域一覧」の通りです。

- ※ 2025年度の本事業は、当該年度の基本方針(<https://ssp.jst.go.jp/media/files/pdf/outline/basicpolicy2025.pdf>)に基づいて運用します。本方針に基づき、(1)豊富な人材を抱え、AI等の高度人材の来日促進が今後の我が国の科学技術基盤形成の鍵となることが期待されるインド、(2)成長著しく、若い人材が豊富であり、日本にとって戦略的に重要なアフリカ諸国を重点交流国・地域とします。
- ※ 北米、欧州(ウクライナ、中央アジアおよびコーカサス地域を除く)、オセアニア(一部島嶼国・地域を除く)各地域については、他の交流手段が存在し本事業の利用が必ずしも不可欠な状況ではないことから、2025年度においては交流の対象外です。
- ※ これまで10年以上をかけて、本事業を通じて草の根的に交流基盤を醸成してきた国々との交流については、近年の国際情勢、経済安全保障の状況、我が国の科学技術政策等を踏まえ、また、令和6年度補正予算等により実施されている交流促進策にも配慮し、選択的に採択しますのであらかじめご承知おき下さい。

### 1.3 対象とする分野・テーマ

科学技術(自然科学、人文科学および社会科学)分野の交流全体を対象とします。

### 1.4 主たる招へい者の要件

主たる招へい者は、来日時に以下の要件を満たしていることが必要です。(参加人数の条件については「2.1 交流計画のコース」(P5)を参照して下さい。)

## (1) 所属・年齢(※)

① 高校生、高等専門学校生

② 大学生、大学院生、ポストドクター、教員および公的機関で科学技術に関連する業務に従事する者であって40歳以下の者

※ 申請時に送出し機関に在籍していても、来日時に卒業、離職している者は、当該送出し機関の大学院への進学等により引き続き在籍が決定している場合を除き、招へい対象者とは認められません。

※ 民間企業に所属する者は招へい対象外です。ただし、公的業務推進のために必須とされる者については、対象者として認める場合があります(交流計画書の「2)送出し機関概要」に必要性を記載して下さい)。

※ JSTは、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。科学技術分野の国際交流においても、女性の参画拡大が重要であり、本プログラムでは女性の積極的な参加を期待しています。

※ 渡日時及び交流期間において、現役軍人又は軍属の資格の者は対象外です。

※ 国際情勢等を踏まえ、日本国政府の制裁対象国や輸出令別表に定める国連武器禁輸国・地域、懸念国および日本国政府の政策において慎重に検討する必要がある国・地域との交流計画に関しては、不採択や採択後の変更を依頼する可能性がありますことにご留意ください。

※ 日本国政府の対ミャンマー政策に鑑み、当該国を含む交流計画の申請を検討される際には事前にご相談ください。

※ 本事業では、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した「外国ユーザーリスト」に掲載されている企業・組織等は対象外とします。なお、引率者および自己資金招へい者についても同等の要件とします。

\* 外国ユーザーリスト <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

また、外国ユーザーリストに掲載されていない機関に関しても、安全保障貿易管理の観点から、JSTから受入れ機関に対して交流計画の詳細に関する聞き取りや確認書類の提出、経済産業省への相談等を求めることがあります。依頼させていただく確認書類等をJSTが受領するまでは審査の対象となりません。加えて、採択後に安全保障上の注意喚起や状況確認、実施協定に基づく対応を依頼することがあります。

## (2) 来日経験

上記「(1) 所属・年齢」に記載する者のうち、

・ ①に該当する者(高校生、高等専門学校生)は、初めて来日する者を対象とします。ただし、10日間程度の観光等による短期滞在および幼少期(12歳以下)の滞在のみの場合はここでの来日経験とはみなしません。

・ ②に該当する者(大学生以上)は、大学進学以降初めて来日する者を対象とします。ただし、10日間程度の観光等による短期滞在はここでの来日経験とはみなしません。

※来日経験にかかわらず、日本国籍のみを有する者を招へい者とすることはできません。

## 1.5 引率者の要件

主たる招へい者を引率し、交流計画全体を安全かつ円滑に進める役割を担える方として下さい。主たる招へい者と同じく、40歳以下かつ初来日者としてください。ただし、該当者がいない場合には、これらの条件を満たさない方についても引率者とすることが可能です。

## 1.6 受入れ機関の要件

複数の機関が連携して受け入れる場合であっても、一つの機関を「受入れ機関」として特定して申請して下さい。

### (1) 資格要件

大学、高等専門学校、高等学校、国立研究開発法人、独立行政法人、民間企業（※）、地方公共団体、公益または一般法人等の国内に法人格を有する機関であること。

※ 民間企業（および企業が運営母体である財団法人または社団法人）が受入れ機関となる場合、JST 支援金（直接経費）は、渡航費および渡航費の不課税取引分に係る消費税相当額のみとなり、その他の費用については受入れ機関にて負担いただきます。

### (2) 責務

- ・ 本事業の目的、各種要項・要領および業務計画書に沿って、交流計画を円滑かつ安全に実施できる体制を確保すること。さらに、安全保障貿易管理にかかる対応として、受入れ機関だけではなく訪問先での交流内容についても、安全保障貿易管理上の問題がないことを確認した上で、安保様式1（安全保障貿易管理への対応状況報告書）を提出し、必要に応じて安保様式2（安全保障貿易管理の体制を構築することの誓約書）を提出すること。また、共同研究活動コース（Bコース）の場合は共同研究の具体的な内容を交流計画書に記載すること（詳細は「別添4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」（P24）を参照）。加えて、JSTと実施契約（実施協定書）を締結し、適正にJST支援金を管理・執行すること。
- ・ 「5. 交流計画の実施、報告等」（P11）に記載する手続きや実施報告、追跡調査等に協力すること。

## 1.7 実施時期に関する要件

交流開始日は「3.1 受付期間」（P9）に記載の実施時期を確認してください。採択の結果通知後、契約手続きに時間を要します。交流計画の実施にあたり、調達手続きやビザ取得など、準備期間を含めそれらの手続きが可能な日程であるかを申請前に確認してください。また、終了日は、遅くとも2026年3月13日（金）として下さい。

## 1.8 対象としない交流計画

- (1) 科学技術交流を目的としないもの。例えば、イベントを開催することのみを目的とするもの。
- (2) 他機関主催のイベント（学会、国際シンポジウム等）への参加や他機関主催のイベントの国際化を主たる目的とするもの。
- (3) 営利を目的とするもの。

- (4) 受入れ機関自身あるいはその子会社等の関係者に対する研修に相当するもの、あるいは諸外国・地域に所在する自校あるいは現地法人の学生等を対象として行うもの。

## 1.9 中国からの招へいに係る事前届出

中国から受け入れる場合は、JST への申請の前に送出し機関（中国）が中国科学技術交流中心（中日技術協力センター）に届出を行う必要があります。

受入れ機関（日本）担当者は、送出し機関担当者に当該 URL を案内の上、届出時に交付される登録番号を交流計画書「2）送出し機関」の所定の欄に記入して下さい。

### ■届出に関する案内（中国語）

詳細はホームページ ([https://ssp.jst.go.jp/program/application\\_shohei/](https://ssp.jst.go.jp/program/application_shohei/)) のリンクからご参照下さい。

### ■注意事項

- ・ 本届出が行われていない申請は受理できません。
- ・ 中国以外の国・地域の青少年とともに受け入れる場合も届出対象です。
- ・ 同一年度内であれば、不採択となった交流計画を見直して次回以降に申請する場合には再度の届出は不要です。ただし、一度採択になった登録番号はいかなる場合も再使用できません。
- ・ 香港・マカオ地区からの受入れについては届出の必要はありません。

## 2. 交流計画の立案

さくらサイエンスプログラム（A/B/C コース）（以下、「本プログラム」という。）は、初めて来日する青少年を対象として、短期の科学技術交流を実施する趣旨の事業です。交流計画は、「1. 1 目的」(P2) および以下の内容を踏まえて企画して下さい。

招へいの効果を高めるために、招へい前後に実施するオンライン交流を支援の対象として います（2026年3月13日（金）までに終了して下さい）。 これらのオンライン交流を行う場合は、申請時の交流計画書に記入して下さい。

### 2.1 交流計画のコース

交流計画の目的・内容に応じて、以下の3コースからいずれかを選択し、立案して下さい。いずれのコースにおいても、日本の先端的な科学技術への関心を高めるような内容であるとともに、各交流計画に参加する青少年にとって将来の日本での研究活動等への関心が高められる内容であることが必要です。

#### (1) 科学技術体験コース（Aコース）

##### ① 目的・内容

日本の先端的な科学技術に触れる機会と日本の研究者・学生等との交流体験を通して、科学技術分野における継続的な交流を促進するものです。共同研究活動や研修的な要素を含んでいる場合でも、体験が主な内容である交流計画は本コースに該当します。以下に留意して申請して下さい。

##### a. 受入れ機関が教育研究機関の場合

受入れ機関における講義の受講、研究室訪問、研究・調査等の活動を主体として計画して下



さい。他機関における活動や見学を含めることも可能ですが、目的との関連を明確にして下さい。

※教育研究機関とは、大学、高専、高校、公的研究機関、またはその他の研究や教育を主たる業務とする機関（例えば専門学校）を指します。

**b. その他の受入れ機関（自らは教育や科学技術の研究開発活動を行わない機関）の場合**

受入れ機関が教育研究機関や企業、科学館の訪問、科学実験等のイベント等の活動を企画、調整して下さい。見学にとどまることなく、訪問先での交流等を含む計画として下さい。

**② 招へい期間（入国日～出国日）**

7日以内。ただし、日本国内の国際空港到着から受入れ機関までの総移動距離が80km以上の場合には8日までとすることが可能です。

**③ JST 支援金による招へい者数**

JST 支援金による招へい者の総数（以下の a + b）が8名以下となるようにして下さい。

**a. 主たる招へい者：**

- ・ 送出し機関数に関わらず8名以下

**b. 引率者：**

以下の条件で引率者を招へいすることが可能です。なお、主たる招へい者が高校生、高等専門学校生の場合は引率者が必要です。JST 支援金による招へい者を原則としますが、交流計画により JST 支援金による招へい者に引率者を含めることが難しい場合には、自己資金招へい者を引率者にあてることも可能です。

- ・ 送出し機関1機関あたり1名以下
- ・ 送出し機関が複数の場合、主たる招へい者の人数に依らず2名以下。ただし、1機関から複数の引率者が参加することはできません。

**(2) 共同研究活動コース（Bコース）**

**① 目的・内容**

国際共同研究のテーマや計画の策定、予備的な実験等、共同研究を開始する、あるいは具体的な共同研究に参加させる活動を対象とします。単なる研究室訪問が対象とならないだけでなく、共同研究関係にある機関同士の交流や学生の技能習得のみを目的とするものも対象となりません。申請にあたっては共同研究活動の具体的な内容とその手法・プロセスを明確にする等により、招へい期間の必要性が分かるようにして下さい。

**② 招へい期間（入国日～出国日）**

21日以内

**③ JST 支援金による招へい者数**

JST 支援金による招へい者の総数（以下の a + b）が8名以下となるようにして下さい。

**a. 主たる招へい者：Aコースと同じ**

**b. 引率者：Aコースと同じ**

### (3) 科学技術研修コース（Cコース）

#### ① 目的・内容

送出し国・地域のニーズあるいは地球規模課題の解決に資する科学技術に関する具体的な技術・能力の習得の機会を提供する活動を対象とします。申請時には以下の a および b が分かるようにしてください（一般的なコミュニケーション能力の習得に主眼を置いた活動は対象となりません）。

a. 研修で身につける科学技術に関する具体的な技術・能力

b. 特定の送出し機関に限定することなく、送出し機関が所在する国・地域において、a.の技術・能力についてニーズがあること、または、a.の技術・能力が地球規模課題の解決に資すること

#### ② 招へい期間（入国日～出国日）

10 日以内

#### ③ JST 支援金による招へい者数

JST 支援金による招へい者の総数（以下の a + b）が 8 名以下（1 機関の場合）または 12 名以下（C コースかつ複数機関の場合）となるようにして下さい。

a. 主たる招へい者：1 機関から招へいする場合は 8 名以下。複数の機関から招へいする場合は 12 名以下。

b. 引率者：A コースと同じ

参考) JST 支援金による招へい者数の上限（表中の数字の単位は名）

コース (日数上限)	A コース (7 日以内)		B コース (21 日以内)		C コース (10 日以内)	
	1 機関	複数機関	1 機関	複数機関	1 機関	複数機関
送出し機関数						
主たる招へい者	～8	～8	～8	～8	～8	～12
引率者	～1	～2	～1	～2	～1	～2
総数	～8	～8	～8	～8	～8	～12

※ 1 機関から複数の引率者が参加することはできません。

※ 1 機関から 8 名を超えて招へいすることはできません。

## 2.2 実施内容

- (1) 受入れ機関は、本事業の目的、本要項に記載の各種要件および「4. 3 選考基準」(P10) 等に基づき、送出し機関と協議の上、交流計画書を作成して下さい。
- (2) 交流計画には、文化体験（科学技術に関する企画以外で、日本文化や受入れ機関の所在する地域に関する理解・関心を醸成しようとするもの）を含めることができます。文化体験は、科学技術交流に必要な移動の行程上や合間を活用して実施することを推奨します。

### 2.3 受入れ機関の体制

- (1) 実施主担当者は、交流計画を直接担う方として下さい。特に教育研究機関が受入れ機関となる場合には、交流計画において主として扱う分野の教員、研究者の方が実施主担当者となることが期待されます。
- (2) 受入れ機関は、交流計画を円滑に実施する体制とともに、招へい者に病気や事故が発生した場合における責任者、学内・関係機関・JST 等への連絡体制・対応方法をあらかじめ明確にし、実際に招へい者に病気や事故が発生した場合は、責任をもって万全の対応に努めて下さい。また、終了後は招へい者に無事に帰国してもらうべく出国空港までの見送りを行って下さい。

### 2.4 送出し機関の体制

- (1) 送出し機関は、交流計画の作成を円滑に実施する体制とともに、招へい者に病気や事故が発生した場合における責任者、関係機関・家族等への連絡体制・対応方法をあらかじめ明確にし、実際に招へい者に病気や事故が発生した場合は、責任をもって万全の対応をして下さい。
- (2) 相手国の実施担当者は責任を持って招へい者を送り出すことが可能な方として下さい。招へい者のとりまとめを担う機関の担当者でもかまいません。

### 2.5 実施時期

- (1) 審査を経て採択決定後、条件等の協議に時間を要する場合があります。交流計画を企画する際には、このプロセスや実施協定書締結に要する時間も考慮の上、各回の開始日は「3.1 受付期間」(P9)に記載の実施時期以降として下さい。
- (2) 交流終了日は事後のオンライン交流も含めて、遅くとも 2026 年 3 月 13 日 (金) までとして下さい。なお、交流計画が終了した日から 61 日以内または 2026 年 3 月 13 日 (金)、または中止日・解除日のいずれか早い日までに支払いを完了していただく必要がありますので、各受入れ機関の経理手続きに要する日数も見込んで、実施時期を計画して下さい。

### 2.6 経費

経費は、「別添 2 JST 支援金の対象となる経費」(P17)に記載の条件および各受入れ機関の規程に基づき、適切に計上して下さい。限られた予算でより多くの招へいが可能となるよう、自己資金招へい者の参加や、招へい者 1 人当たりの単価 (渡航費および不課税取引等に係る消費税相当額を除く費用合計を、人数、招へい期間で割ったもの。交流計画書の「7) 経費概算見積書」の右下の項目) の削減等にご協力下さい。

### 2.7 その他交流計画立案にあたっての留意点

- (1) 採択後に極力変更が少なくなるよう、送出し機関や訪問先と十分調整の上申請して下さい (申請内容に沿って採否を決定しますので、採択後の大幅な計画変更は原則認められません)。
- (2) 不採択となった交流計画を再度申請する場合は、前回までの結果通知を踏まえて、実施内容等について必要な見直しをした上で申請して下さい。

### 3. 交流計画の申請

#### 3.1 受付期間

2025年度の受付期間は、2025年3月18日（火）～10月6日（月）とし、下表のように3回に分けて公募を行った上で、採否結果を通知します。申請する交流計画の開始日は、下表の「実施時期」に記載した時期以降として下さい。

予算および採択の状況により、下表のスケジュール等を見直す可能性があります。スケジュール等を変更する場合にはホームページでお知らせ致しますので、申請にあたってはホームページをご確認下さい。

	受付開始	締切	結果通知	実施時期
第1回	3月18日（火）	4月21日（月）	6月中旬	7月下旬以降 ～2026年3月13日
第2回	4月22日（火）	7月4日（金）	9月上旬	10月中旬以降 ～2026年3月13日
第3回	7月5日（土）	10月6日（月）	12月上旬	1月中旬以降 ～2026年3月13日

#### 3.2 複数申請・同時申請の制限

- (1) 同一の実施主担当者による交流計画で、招へい期間が一部でも重なる計画については、国・地域や内容が異なる場合であっても、同時に申請することはできません。また、採択された交流計画と日程の重なる交流計画を同一の実施主担当者が申請することはできません。
- (2) 同一の実施主担当者が、同一の送出し機関から招へいする交流計画を複数申請することは、年間を通してできません。
- (3) 不採択となった交流計画を全く同じ内容で再度応募することはできません。前回までの結果通知を踏まえて、実施内容等について見直した上で申請して下さい。

#### 3.3 申請手順

申請は受入れ機関が行って下さい。専用の「web 受付システム」で計画情報を入力、申請していただきます。「web 受付システム」は公募開始と同時に公開しますので、以下のサイトに掲載されている仮申請用 URL にアクセスし、仮申請により受付番号を取得後、仮申請完了メールに記載されている案内に従って本申請を開始して下さい。

<https://ssp.jst.go.jp/form/index.html>

なお、web 受付システム（本申請）には、あらかじめ作成された交流計画書（エクセル様式）の内容を自動で読み込む機能も設けていますので、上記サイトに掲載されている交流計画書（エクセル様式）であらかじめ申請準備を進めていただくことが可能です（エクセル読み込み機能を使用せず、web 上ですべての情報を直接入力することも可能です）。詳細な手順等については「web 受付システム申請者用マニュアル」をよくご確認ください。

## 4. 選考

### 4.1 選考体制

申請された交流計画は、「国際青少年サイエンス交流事業選考委員会」において選考を行い、JSTはその結果を踏まえて採択する交流計画を決定します。

### 4.2 選考方針

- ・ 「4.3 選考基準」による評価とともに、本プログラムの枠組みに合致しているか、対象外の内容でないかを交流計画書全体から総合的に判断します。また、これまで10年以上をかけて、本事業を通じて草の根的に交流基盤を醸成してきた国々との交流については、近年の国際情勢、経済安全保障の状況、我が国の科学技術政策等を踏まえ、また、令和6年度補正予算等により実施されている交流促進策にも配慮し、選択的に採択します。
- ・ 交流計画の採択にあたっては、上記に加え、①特定の申請者、受入れ機関あるいは特定の送出し機関への過度の集中の回避、②各コースのバランス、③事業予算の状況を踏まえて決定しますので、あらかじめご了解下さい。特に、以下のような提案については、過度の集中回避の観点からも考慮されます。
  - 同一の申請者から同一の締切り回における複数提案
  - 同一の締切り回において送出し機関と受入れ機関（大学においては学部レベル）が同じ組み合わせの提案

### 4.3 選考基準

#### (1) 目的・趣旨

各コースの「目的・内容」(P5-7)に合致しているかを評価します。また、本事業の目的(P2)に沿っているものであることが必要です。特に、「科学技術イノベーションに貢献しうる優秀な人材の養成・確保や国際的頭脳循環の促進」への寄与が期待できるか、また、受入れ機関が教育研究機関の場合には「日本と諸外国・地域の教育研究機関間の継続的連携・協力・交流の促進（グローバル化の促進）」が期待できるかについての具体的記述を評価します。

#### ○科学技術イノベーションに貢献しうる優秀な人材の養成・確保や国際的頭脳循環の促進

交流計画の実施によって、招へい者による日本への留学、就職、共同研究等のための再来日や、招へい者と日本の教育研究機関との継続的な交流や国際的頭脳循環が促進されることについての記述を評価します。

#### ○日本と諸外国・地域の教育研究機関間の継続的連携・協力・交流の促進（グローバル化の促進）【特に受入れ機関が教育研究機関の場合】

交流計画の実施を契機として、日本と諸外国・地域の教育研究機関間の継続的連携・協力・交流の促進（グローバル化の促進）につながることを期待します。たとえば、外国語で学位取得に必要な単位を取得できる体制、外国と容易に共同研究等を行える体制の構築、具体的な取り組みを伴う協定の締結・強化等が想定されます。また、受入れ機関において日本の学生(特に女性)などが関与し、交流が活性化するとともに、国際的な取り組みに一層の関心を寄せることが期待される場合には評価します。

#### (2) 招へい対象者

招へい者の所属する組織（機関、学部、研究室等）が交流計画の目的や実施内容に合致した優

秀な青少年を擁する機関であることが必要です。

### (3) 実施内容とその意義

具体的な実施内容や主な訪問先が、交流計画の目的、趣旨に対して適切で効果的なものとなっていることが必要です。見学に留まらず、招へい者が能動的に参加できる体験や交流が含まれているかについても評価します。また、事前・事後オンライン交流を実施し、その内容が効果的である場合には評価します。さらに、新規の実施主担当者による申請、過去に実施した本事業での交流の結果、もしくは本事業以外の国際交流等の成果を踏まえて発展させた交流の申請を評価します。

### (4) 受入れ体制

受入れ機関として、安全保障貿易管理に適切に対応し、安全かつ円滑に交流計画を実施するための準備や体制が整っていること、緊急時の対応手順・連絡体制や来日・帰国時の支援が確保されていることが必要です。

### (5) 経費

JST 支援金の対象となる用途を踏まえた上で、実施内容や日程に対して、真に必要な経費が適切に計上されていることが必要です。また、(1) 自己資金招へい者の参加、(2) 自己保有施設の有効な活用、経済的な宿泊施設や交通手段の活用、分担金の計上などによる、招へい者 1 人当たりの単価の削減による経費の効率的な利用を評価します。

### (6) 基本方針に基づく事項

2025 年度における本事業の基本方針 (<https://ssp.jst.go.jp/media/files/pdf/outline/basicpolicy2025.pdf>) に基づき、高度人材の来日促進が科学技術基盤形成の鍵となることが期待されるインド、成長著しく、日本にとって戦略的に重要なアフリカ諸国からの招へいを含む申請を重視します。他方、これまで 10 年以上をかけて、本事業を通じて草の根的に交流基盤を醸成してきた国・地域との交流については、近年の国際情勢、経済安全保障の状況、我が国の科学技術政策等を踏まえ、また、令和 6 年度補正予算等により実施されている交流促進策も考慮しつつ採択します。

## 5. 交流計画の実施、報告等

以下に、交流計画の実施に際して必要となる手続き等について案内します（「別添 3 申請から実施・終了後までの流れ」(P23) も参照して下さい）。実施協定書、事務処理要領、各種手続き書類の様式は、第 1 回公募の結果通知日（6 月中旬予定）までに下記のサイトに掲載します。

URL : [https://ssp.jst.go.jp/program/procedure\\_shohei/2025.html](https://ssp.jst.go.jp/program/procedure_shohei/2025.html)

### 5.1 採否結果の通知・協議

採否結果については、交流計画を提出した全ての実施主担当者等に対して通知します。ただし、本事業の目的や趣旨に照らした計画の見直し（送出し機関・招へい者の属性、コースや訪問先の変更、日数や経費の縮減等）を付して採択とする場合がありますので、あらかじめご了解下さい。

### 5.2 実施協定書の締結

採択決定後、実施のための情報の追加・修正や条件等の協議を経て、受入れ機関が「業務計画書」を作成し、JST の承認を経て、受入れ機関と JST との間で「実施協定書」を締結します。

### 5.3 経費の納入

審査の段階で交流計画を実施するために必要とされた金額について、事前の「概算払い」（終了後に精算、戻入）または事後の「精算払い」のいずれかで受入れ機関に納入します。原則として契約金額の概算一括払いとします。ただし、2025年12月31日までに終了する交流計画であって、受入れ機関が希望する場合には精算払いとすることが可能です。（実施前の概算払い（事後精算）か実施後の精算払いは、受入れ機関と調整の上、JSTが決定します）。また、受入れ機関においては、経費の節減に最大限努めていただきます。

### 5.4 協定締結後の手続き、報告等

#### （1） 招へい者リストの提出

JSTが指定する期限までに確定した招へい者リストを提出いただきます。また、申請時に自己資金招へい者の記載がある計画については、自己資金招へい者についてもリストを提出いただきます。JSTは、これらの招へい者リストに基づいて、交流計画の終了日までに、本プログラムの修了証を受入れ機関に送付します。なお、招へい者に申請時の送出国以外の国籍の者（例：送出国が所在する国以外からの留学生等）がいる場合、ビザ申請支援、自己申請によらず通常よりも大幅にビザ取得等に時間を要するケースが散見されます。送出国以外の国籍を有する者を招へい予定者に含む場合は、招へい者リストの提出については余裕を持ってご提出ください。該当者がいることが判明次第、JSTにその旨をご連絡下さい。

#### （2） 被保険者に係る通知

招へい者にはJSTの用意する海外旅行保険の付保が可能です。この場合、保険料はJSTが負担します。JSTの用意した海外旅行保険を付保する場合は、受入れ機関からJSTが指定する保険代理店への「被保険者通知書」の提出等の手続きが必要となります。（支援可能な期間を超えて滞在する場合や自己資金招へい者、JSTが用意する海外旅行保険の保険金額※以上の保険内容を希望するなどの場合は、受入れ機関の責任において別途加入して下さい。これらの場合、保険料をJST支援金へ計上することはできません）。

※保険金額（傷害死亡1,000万円、傷害後遺障害1,000万円、疾病死亡1,000万円、治療・救援費用1,500万円、賠償責任5,000万円）、保険内容の詳細は6月中旬（予定）以降にHP掲載の海外旅行保険関連資料（日英中露）を掲載しますので、ご確認いただき検討ください。

#### （3） 変更承認申請

協定締結後に交流計画を変更する場合には、速やかにJSTに連絡の上、変更後の業務計画書を提出して下さい（変更内容に応じて「業務変更承認申請書」の提出を要します。詳細は別途公開予定の事務処理要領を確認して下さい）。

#### （4） 事故報告

受入れ機関は、実施において事故・トラブル等が発生し、招へい者を含む第三者に損害が生じたときやJSTが用意する海外旅行保険を利用した場合は、遅滞なくJSTにその旨を報告して下さい。

#### （5） 帰国報告

受入れ機関は、招へい者が無事本国に到着したことを確認し、JSTに連絡して下さい。

## (6) 終了報告書等

- ① 受入れ機関は、交流計画が終了した日から 61 日以内または 2026 年 3 月 19 日（木）のいずれか早い日までに下記の報告書等を取りまとめて JST に提出していただきます。
  - ・ 受入れ機関による「終了報告書」、「負担対象費用実績報告書」
  - ・ 実施主担当者による「実施主担当者終了報告書」
  - ・ 招へい者ごとの「招へい者修了報告書」（自己資金招へい者を含む）また、交流の実施により具体的な成果（留学の実現、共同研究の開始、機関間連携協定の実施など）が得られた場合、その都度、JST に報告していただきます。
- ② 事後のオンライン交流を実施する場合で、帰国日からオンライン交流終了日までに日数を要する場合（特に 2026 年 1 月以降にオンライン交流が終了する場合）には、手続きを円滑に行うため、帰国日から 61 日の時点で「負担対象費用実績報告書」（暫定版）の提出をお願いする場合があります。
- ③ 交流計画実施後、残金が出た場合には JST に報告の上、2026 年 3 月 31 日（火）を最終期限とし速やかに返還して下さい。

## (7) 活動レポート、取材連絡

活動内容のレポートをホームページ等に掲載することがありますので、作成にご協力をお願い致します（様式自由）。写真、名前等の個人情報が含まれる場合には、掲載許諾を必ず関係者に得た上で、その旨を JST にご連絡下さい。

また、マスコミ等からの取材を受けた場合は速やかにお知らせ下さい。

## 5.5 追跡調査

交流計画実施の翌年度から年 1 回程度、招へい者の再来日や実施後の科学技術交流の活性化状況等の招へい効果に関して追跡調査を行いますので、ご協力をお願い致します。

## 6. 関連手続き・留意事項

### 6.1 査証（ビザ）

招へい者の査証（ビザ）については、出発日までに取得できるよう、受入れ機関が責任を持って対応して下さい。

なお、関係省庁の協力により、入国日 10 週間前までに招へい者が確定でき、受入れ機関が希望する場合、本プログラムでの来日に際し、招へい者（自己資金招へい者含む）が査証手数料免除等の支援（ビザ申請支援※）を受けることができます。ビザ申請支援を希望する場合は、入国日の 10 週間前まで（年末年始など特定の時期は通常よりも期限を早める可能性があります）に「ビザ申請者リスト」を JST に提出していただく必要があります。手続きの詳細は、第 1 回公募の結果通知日（6 月中旬予定）までに以下のサイトに掲載します。

なお、結果通知予定日から入国日までの期間が 10 週間に満たない場合は、自己申請による手続きをお願いします。

※関係省庁の協力により、本プログラムでの来日に際し、招へい者（自己資金招へい者含む）が査証手数料免除等の支援（ビザ申請支援）を受けることができる制度です。SSP 認定状（Letter of Certificate）を得て、申請いただくものです。SSP 認定状は、SSP に参加する為の来日であることを認定する英文書類で、本認定状を得てビザの申請をされますと、身元保証書、招へい理由書等の作成が原則不要となるほか、査証手数料（ビザ手数料）が免除とな



る可能性があります。SSP 認定状の発行については、SSP ビザ申請支援利用のために発行するものであり、受入れ機関による自己申請の場合は発行いたしません。ビザの申請支援は、ビザの発給を保証するものではありません。

URL : [https://ssp.jst.go.jp/program/procedure\\_shohei/2025.html](https://ssp.jst.go.jp/program/procedure_shohei/2025.html)

## 6.2 さくらサイエンスクラブへの加入

本事業で来日した方は、修了時に本事業の同窓会組織である「さくらサイエンスクラブ」のメンバーとして認定されます（招へい者にはメンバーID が記載された修了証を発行します。帰国日までに受入れ機関に PDF で送付しますので、修了時に招へい者に渡して下さい）。なお、当該メンバーID は「招へい者修了報告書」の回答の際にも必要となりますので、あらかじめ招へい者にお知らせください。

メンバーが継続的に日本と母国との架け橋となり、活躍していただくために役立つ情報をウェブサイト上で提供し、各地で開催する同窓会情報もご案内しています。より良い活動とするためのアンケート等にも協力いただきます。併せて招へい者にお知らせ下さい。

## 6.3 機関情報、個人情報等の取扱い

JST では交流計画書に記載されている受入れ機関、送出し機関に係る情報（担当者氏名、連絡先含む）は、JST が用意する海外旅行保険を利用する場合の手続き、本事業の協力機関として、JST が保有するデータベースに登録し、追跡調査や JST が推進する各種事業情報のご案内（公募案内やイベント案内等）に限定して利用します。また、「招へい者修了報告書」に記載の個人情報（招へい者氏名、所属、連絡先等）は、さくらサイエンスクラブの活動のために登録し、当該活動に限定して利用します。

受入れ機関においては、招へい者や協力者の個人情報について、本人の同意に基づかない目的外使用等が行われないように厳格に管理して下さい。

## 6.4 法令、実施協定等の遵守

受入れ機関が交流計画を実施するにあたっては、法令、実施協定等を遵守し、責任を持って適切に遂行して下さい。また、いずれの場所で実施する場合においても、交流計画が安全に実施されるよう、受入れ機関の規程等に則って、安全・衛生管理を行って下さい。

## 6.5 安全保障貿易管理

受入れ機関が交流計画を実施するにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、組織的な対応が求められます。詳細は「別添 4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」（P24）を参照して下さい。

## 6.6 知的財産の取扱い

共同研究活動コース（B コース）等において知的財産権が発生した場合、その取扱いは受入れ機関と送出し機関で検討して下さい。本事業は交流を趣旨とした事業であり、JST として知的財産権を主張することは想定しておらず、知的財産権の取得や維持に要する支援は本事業の対象外です。

## 6.7 その他

- (1) 応募内容は、実施主担当者（申請者）の利益の維持、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）その他の観点から、選定以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守します。
- (2) 採択された個々の企画に関する情報（採択機関名、企画名、実施主担当者名等）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。また、本事業のために使用するとともに JST が推進する各種事業情報の案内に使用することがあります。
- (3) 本事業において、経費を他の用途に使用したり、JST から経費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究活動費を受給する等、本事業の趣旨に反する経費の不正な使用等が行われた場合には、当該交流計画に関して、中止、経費等の全部または一部の返還の措置を取ることがあります。また、経費の不正な使用等を行った実施主担当者等（共謀した者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した者等を含む）に対して、国または独立行政法人が運用する資金制度等への応募資格を制限する場合があります。

## 7. 問い合わせ等

### (1) 問い合わせ先

お問い合わせは原則としてメールでお願い致します。

「よくあるご質問（FAQ）と回答集」も公開していますので、本要項とあわせてご確認ください。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

さくらサイエンスプログラム推進本部 企画運営室 公募グループ

公募受付担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3

Tel : 03-5214-8997

e-mail : ssp-shinsei@jst.go.jp

### (2) 参考資料

下記のページも必要に応じてご参照下さい。

■活動レポート（一般公募受入れ機関の活動報告）：<https://ssp.jst.go.jp/report/nendo.html>

■資料ライブラリー（活動レポート冊子版）：<https://ssp.jst.go.jp/pamph/index.html>

■取材 Note：<https://ssp.jst.go.jp/note/index.html>

## 別添 1 対象とする国・地域一覧

国・地域名 (50音順)			
アゼルバイジャン	キューバ	タイ	フィリピン
アフガニスタン	キリバス	タジキスタン	ブータン
アラブ首長国連邦	キルギス	タンザニア	ブラジル
アルジェリア	グアテマラ	チャド	ブルキナファソ
アルゼンチン	クウェート	中央アフリカ共和国	ブルネイ
アルメニア	クック諸島	中国	ブルンジ
アンゴラ	グレナダ	チュニジア	ベトナム
アンティグア・バーブーダ	ケニア	チリ	ベナン
イエメン	コートジボワール	ツバル	ベネズエラ
イスラエル	コスタリカ	トーゴ	ベリーズ
イラク	コモロ	ドミニカ共和国	ペルー
イラン	コロンビア	ドミニカ国	ボツワナ
インド	コンゴ共和国	トリニダード・トバゴ	ボリビア
インドネシア	コンゴ民主共和国	トルクメニスタン	ホンジュラス
ウガンダ	サウジアラビア	トルコ	マーシャル
ウクライナ	サモア	トンガ	マダガスカル
ウズベキスタン	サントメ・プリンシペ	ナイジェリア	マラウイ
ウルグアイ	ザンビア	ナウル	マリ
エクアドル	シエラレオネ	ナミビア	マレーシア
エジプト	ジブチ	ニウエ	ミクロネシア
エスワティニ	ジャマイカ	ニカラグア	南アフリカ共和国
エチオピア	ジョージア	ニジェール	南スーダン
エリトリア	シリア	ネパール	ミャンマー
エルサルバドル	シンガポール	バーレーン	メキシコ
オマーン	ジンバブエ	ハイチ	モーリシャス
ガーナ	スーダン	パキスタン	モーリタニア
カーボベルデ	スリナム	パナマ	モザンビーク
ガイアナ	スリランカ	バヌアツ	モルディブ
カザフスタン	セーシェル	バハマ	モロッコ
カタール	赤道ギニア	バプアニューギニア	モンゴル
ガボン	セネガル	パラオ	ヨルダン
カメルーン	セントクリストファー・ネイビス	パラグアイ	ラオス
韓国	セントビンセントおよびグレナディーン諸島	バルバドス	リビア
ガンビア	セントルシア	パレスチナ	リベリア
カンボジア	ソマリア	バングラデシュ	ルワンダ
ギニア	ソロモン諸島	東ティモール	レソト
ギニアビサウ	台湾	フィジー	レバノン

## 別添2 JST 支援金の対象となる経費

### 1. 概要

- ① JST 支援金（直接経費）は、交流計画の遂行に直接必要な経費および成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のものが対象となります。より多くの青少年を招へいする観点から、実費を基本として必須の費用を対象に支援する趣旨の事業であることをご理解いただき、ご協力をお願い致します。
  - I. 渡航費 : 国際航空券費、国外滞在費、査証手数料
  - II. 国内旅費 : 招へい者の国内旅費、協力者の国内旅費
  - III. プログラム経費 : 見学科、意見交換会費用、消耗品、利用料、製作費等
  - IV. 謝金 : 通訳者、講師・講演者等、TA・学生アルバイト、ホームステイ謝礼
  - V. 不課税取引等に係る消費税相当額
- ② 民間企業（および企業が運営母体である財団法人または社団法人）が受入れ機関となる場合、JST 支援金（直接経費）は、渡航費および渡航費（不課税取引分）に係る消費税相当額のみとなり、その他の費用については受入れ機関にて負担していただきます。
- ③ 上記の直接経費の 10% を上限として一般管理費を計上することができます。

### 2. 留意事項

- ① 本要項に記載の条件および各機関の規程に基づき、適切に計上し、管理、支出して下さい。招へい者本人への直接支払いを含め、支出に際しては各種税法および関連通達等を遵守して下さい。
- ② 本要項の条件と受入れ機関の規程の条件が異なる場合には、原則として本要項の条件を優先して下さい。
- ③ JST 支援金の対象は、受入れ機関側で使用するものや業務を支援、補助する方に係る費用です。送出し機関側で使用するものや業務を支援、補助する方に係る費用は対象となりません（「Ⅲ. プログラム経費 Ⅲ-3. その他」の④に記載のものを除く）。
- ④ 招へい者 1 人あたりの単価（渡航費および不課税取引等に係る消費税相当額を除く費用合計を、人数、招へい期間で割ったもの。交流計画書の「7）経費概算見積書」の右下の項目）は、最高でも 20,000 円を超えないようにして下さい。受入れ機関の所在地における交通の便や交流計画の目的達成のために、やむを得ず 20,000 円を超える支援が必要な場合には、必要性（上回ることが不可避な理由、支援がないことにより失われる効果）を「7）経費概算見積書」の「経費計画の特徴」欄に記載して下さい。
- ⑤ 各費目の上限金額や上限数以下とすることに加え、公共交通機関の利用や効率的な経路設定、分担金の拋出等により、JST 支援金の節減に最大限努めて下さい。また、申請にあたっては、上限額を一律に計上するのではなく、真に要する費用を算定して下さい。
- ⑥ JST 支援金への計上は、交流計画が終了した日から 61 日以内または 2026 年 3 月 13 日（金）、または中止日・解除日のいずれか早い日までに支払いが完了したものに限られます。
- ⑦ 旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律にいう、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とし、これらに対応するものを受入れ機関の規程（旅費規程等）に基づいて適切に計上して下さい。規程による定めがない場合には、招へい者あるいはサービス等の提供者に支払う実費で計上して下さい。
- ⑧ 交流計画の申請に係る費用を計上することはできません。また、実施協定書において定める

発効日より前に発注（購入）された費用は、発注者（購入者）が本人か受入れ機関かによらず、JST 支援金の対象外となりますので、ご注意ください。

- ⑨ 本プログラムは、実費を基本とし、日本滞在に係る必須の費用を対象に支援する趣旨のものであるため、国外日当は「I-2. 国外滞在費」に記載の場合を除き計上できません。（入国、出国日を含む全日数分について国内日当を計上することは可能です）。
- ⑩ 招へい者を被保険者とする海外旅行保険は、JST が保険会社と契約して付保しますので、保険料は計上しないで下さい（「5.4 (2) 被保険者に係る通知」(P12) 参照）。支援可能な期間を超えて滞在する場合や自己資金招へい者、JST が用意する海外旅行保険の保険金額以上の保険内容を希望するなどの場合は、受入れ機関の責任において別途加入して下さい。これらの場合も JST 支援金への計上はできません。
- ⑪ 採択後、申請時の交流計画書「7）経費概算見積書」の「JST 支援金」で表示された合計金額（数量や単価変更が採択時の留意事項とされている場合は、変更反映後の金額）を上回って支援することはできません。また、申請時の合計金額以下であっても、申請時に計上のない費目を計上する場合は、改めて内容・趣旨を確認の上、JST が可否を判断しますので、計上漏れや計算間違いがないかを提出前に必ずご確認ください。
- ⑫ 実施協定は消費税法上の「役務の提供」に該当するため課税取引です。したがって JST から受入れ機関にお支払いする JST 支援金には消費税および地方消費税(以下「消費税」という。)が含まれており、その消費税は JST 支援金の総額の 110 分の 10 を乗じた額となります。実施機関は JST から受け入れた消費税について適切な税務処理を行ってください。また税務調査があれば、機関としての対応が求められます。

### 3. 直接経費の詳細

「よくあるご質問と回答集 (FAQ)」に個別事例に関する方針を掲載しています。以下とあわせてご参照下さい。

#### I. 渡航費

##### I-1. 国際航空券費

- ① 送出し機関所在国・地域と日本との間の旅費。エコノミークラスに限ります。
- ② 支援対象とする額は別途ホームページに掲載する「各国・地域の航空券費上限額」で示された上限以下とし、できるだけ節減に努めて下さい。
- ③ 経路は、直行便を優先としますが、第三国経由が経済的かつ効率的である場合には受入れ機関において確認・判断の上、第三国経由便で計上することが可能です。
- ④ 送出し機関の所在国・地域内の移動旅費を含むことはできません。ただし、送出し機関の所在国・地域内の空路移動が国際旅客輸送の一部に含まれる場合は、当該国内移動分も含めた全行程について計上することが可能です。なお、国内輸送区間分が国際旅客輸送に含まれる場合とは以下の要件を満たす場合となります。
  - i) 国内輸送に係る部分が国際旅客輸送と一連のものとして区分できない形で購入、発行されたものであること。
  - ii) 国内間の移動のための輸送と国内と国外との間の移動のための輸送が連続して行われるものとして、国内乗継地または寄港地への到着から国外への出発までの時間が定期路線時刻表上で 24 時間以内であること。

## I-2. 国外滞在費

日本への直行便がない対象国からの招へいであって、機外での宿泊を伴う経路以外に選択肢がなく来日が困難な場合、国際航空券費とは別に、本項目に宿泊料および食費を計上することができます（受入れ機関の規程で国外日当を支払える場合でも、上記に該当しない国の場合にはJST支援金に計上することはできません。また上記に該当する国であっても計上は実際に費用を要する場合のみとして下さい）。ただし、日本への直行便がある対象国からの招へいにおいても、第三国での滞在費が宿泊を含めても最も安価かつ各国の航空券費上限以下に収まる場合には計上できます。なお、宿泊料単価と食費の合計は、1人あたり1日15,000円以下として下さい。

## I-3. 査証手数料

- ① 査証手数料は、JST支援金による招へい者が、ビザ申請支援（P13）の利用を希望せず自己申請を行う場合に計上することが可能です。計上に際しては、「一次有効の短期滞在ビザ（短期商用等）」（single-entry visa）に係る「査証手数料（ビザ手数料）」の実費もしくは3,000円（1人あたり）のいずれか低い方の額として下さい。
- ② 日本への直行便がない国からの招へいに限り、通過査証（トランジットビザ）代を計上することが可能です。上限額は上記①と同様とします。
- ③ 本プログラムと別の用務も予定している場合は計上できません。また、自己資金招へい者分を計上することはできません。
- ④ パスポート取得費用を計上することはできません。

## II. 国内旅費

### II-1. 招へい者の国内旅費

#### II-1-1. 国内交通費

日本国内の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃。原則として公共交通機関を利用して下さい。ただし、公共交通機関が利用できない、あるいは経済合理性等に優れる場合には借上げ車両を利用することができます。

#### II-1-2. 国内滞在費

宿泊料と国内日当を対象とし、宿泊料は泊数を、国内日当は滞在日数を数量の上限とします（国外日当は受入れ機関の規程で支払える場合でもJST支援金に計上することはできません）。また、宿泊料単価（1人1泊あたり）と国内日当単価（1人1日あたり）の合計は15,000円以下として下さい。

### II-2. 協力者の国内旅費

- ① 協力者は1イベントにつき原則として3名までとし、外部講演者等の依頼出張や受入れ機関関係者による招へい者の送迎（※招へい者の離日時<sup>1</sup>の出国空港までの見送りは必須です。日本入国時については受入れ機関の判断で対応をお願いします。必要な旅費を計上して下さい）や同行に必要な国内交通費、国内滞在費を計上できます（事前・事後のオンライン交流に係る費用も含みます。3名以上の人数を計上する場合には、その理由を交流計画書の「7）経費概算見積書」「経費計画の特徴（2）経費の必要性について」に簡潔に記載してください。事前準備に要する費用も計上できますが、オンラインツール等を活用し、必要最低限として下さい）。上限額等は招へい者の国内旅費の記載に準じます。
- ② 借上げ車両に同乗する場合は、「7）経費概算見積書」「招へい者の国内旅費 国内交通費」にまとめて計上して下さい。

### Ⅲ. プログラム経費

#### Ⅲ-1. 見学科

科学館（※）や交流計画の対象となる科学技術分野の施設見学やイベント参加、および交流計画の一部とする文化体験のみが対象です。なお、同行する協力者は原則として3名まで計上が可能です。3名以上の人数を計上する場合には、その理由を交流計画書の「7）経費概算見積書」 「経費計画の特徴（2）経費の必要性について」に簡潔に記載してください。

※日本科学未来館（常設展およびドームシアター）入館料はJST支援金に計上しないで下さい（採択後、所定の様式により免除申請を行っていただきます）。

#### Ⅲ-2. 意見交換会費用

- ① JST 支援金に計上する意見交換会費用は1名あたり3,000円を上限として下さい。さらに、受入れ機関以外の受入れ協力者（外部講師、訪問先・滞在先の対応者等）および受入れ機関において受入れに協力した学生のみ、JST 支援金に計上できるものとします。なお、受入れ機関被雇用の教職員（非常勤者含む）や自己資金招へい者の意見交換会費用は計上できません。ただし、意見交換会の費用をJST 支援金に計上することができない者であっても意見交換会へ参加いただくことは可能です。
- ② 回数は1回を上限としてJST 支援金に計上できます。
- ③ JST 支援金に計上できる招へい者以外の参加者は、主たる招へい者および引率者と同数を上限とします。

#### Ⅲ-3. その他

- ① 以下に該当するもののみを対象とし、基礎枠として、Aコースは20,000円、B、Cコースは50,000円を上限とします（※）。
  - ・実験消耗品等の交流計画に必須の少額物品
  - ・専用会場やオンライン交流ツールの利用料（利用日または利用月のみ）
  - ・テキスト等の配布資料や映像等の製作費、外注費
- ② 汎用性が高いパソコン、映像・音声機器、印刷機等は支援対象外です。また、その他の設備や研究機器についても、受入れ機関所有のものを活用いただくことを前提とした事業ですので、原則として計上できません。受入れ機関所有のものを最大限活用し、経費節減にご協力下さい。汎用性が高いパソコン、映像・音声機器、印刷機等が交流計画の実施のために真に必要な場合はレンタルすることとし、必要最低限の期間のレンタルにかかる費用を計上して下さい。
- ③ 事前・事後のオンライン交流において参加機関で必須かつ受入れ機関でしか入手できない試料や組み立て材料、配付資料等の費用およびその輸送費の計上は可能ですが、必要最低限として下さい（送出し機関側で購入しう一般的な物品はJST支援金の対象とはなりません）。また、安全保障貿易管理上の取り扱いについても受入れ機関が責任をもって監督して下さい。
- ④ 映像は専ら当該交流計画で使用するものが対象です。受入れ機関についての一般的な紹介を内容とするもの等は対象となりません。
- ⑤ 記念品に相当する物は計上できません。
- ⑥ 交流計画は、受入れ機関が実施することが基本です。受入れ機関は、JST の承認を得ずに第三者に対し交流計画の一部又は全部を実施させることはできません。ただし、業務の一部を第三者に委託することが業務の効率的な遂行の観点から適当である場合は、事前に委託する業務内容および委託して実施することが適当である理由を記載した「第三者委託理由書」（様

式自由、実施主担当者名)を提出していただきます。なお、第三者委託した場合の委託費を計上できる費目は本プログラム経費(その他)のみとなり、他の費用とあわせて基礎枠の範囲内(20,000円(Aコース)、50,000円(B、Cコース))で計上が可能です。

⑦ 新型コロナウイルス感染症等のPCR検査等の検査費用は計上できません。

※以下の条件の下で「Ⅲ-3. プログラム経費 その他」の費目について、追加枠として、基礎枠の上限額を超える必要経費の申請を可能とします(交付の可否は申請内容および事業予算の状況を踏まえて決定します)。上限を超える場合には、申請時に、交流計画書「7)経費概算見積書」「追加費用明細」に記載して下さい。

○科学技術体験コース(Aコース):

オンライン交流に係る費用のために上限を超える場合

○共同研究活動コース(Bコース)および科学技術研修コース(Cコース):

共同研究活動・研修実施に必須の消耗品あるいはオンライン交流に係る費用のために上限を超える場合

いずれも交流環境を充実させるための物品(名札、文具、事後報告書製本等)は対象としません(必要な場合には各コースの上限の20,000円または50,000円から充当または自己資金で購入して下さい)。

また、追加枠については、原則として申請の際に追加費用明細書に記載いただいた内容からの変更や、追加枠と他の費目間での経費の流用はできませんのであらかじめご了解下さい。

## IV. 謝金

### IV-1. 通訳者

招へい者が高校生・高等専門学校生の場合で、1言語につき1イベントあたり1人に限り計上が可能です。

### IV-2. 講師・講演者

- ① 受入れ機関の規程に従って計上して下さい。規程等がない場合には、原則として1人あたり半日10,000円、1日20,000円以下とします。
- ② 受入れ機関の被雇用者(非常勤者含む)への謝金は計上できません。
- ③ 諸外国・地域からオンラインで協力する講師・講演者への謝金は計上できますが、招へい者や送出し機関の被雇用者(非常勤者含む)への謝金は計上できません。

### IV-3. TA、学生アルバイト

- ① ティーチングアシスタント(TA)、学生アルバイト等、実施主担当者に協力する者に対する謝金/賃金を、受入れ機関の規程に従って計上して下さい。ただし、単価は1,700円/人・時間を上限とし、これを超える費用はJST支援金に計上しないで下さい。
- ② オンライン交流も含め、事前準備や事後対応に係る業務の場合も計上が可能です。イベントごとや業務ごとの人数上限はありませんが、延べ時間の合計は、招へい(日本滞在)日数×3人×8時間以下とし、過剰に計上しないようにして下さい。

(例)7日間(入国日~出国日)の日本滞在の場合であれば、7日×3人×8時間=168時間以下で、招へい当日および事前準備、事後対応も含めた業務に係るTA等の謝金を申請することができます。



#### IV-4. ホームステイ謝金

滞在中のホームステイ先に対して受入れ機関の規程により支払う謝礼を計上することが可能です。

#### V. 不課税取引等に係る消費税相当額

JST 支援金について、課税取引だけでなく、不課税取引等に支出する場合、JST から受け取る消費税額と、各機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各機関より納付することになります。

不課税取引等となる対象費目（例：渡航費、謝金等）が含まれる場合には、各機関の取扱いを確認の上、不課税取引等に係る消費税相当額を直接経費に計上することができます。直接経費として計上しない場合、不課税取引等に係る消費税相当額は受入れ機関の自己負担となります。受入れ機関が免税事業者の場合は、消費税相当額は計上することはできません。

なお、令和5年10月より施行した「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）の開始後、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができませんので、その場合に、当該の消費税相当額を計上いただくことは可能です。ただし、経過措置※の適用により控除される金額は除きます。また、免税事業者等である個人への謝金のうち消費税課税対象取引であるが経過措置適用対象の請求書が発行されない場合についても消費税相当額の計上は可能です。

※適格請求書等保存方式開始後、6年間（令和5年10月から令和11年9月までの間）は、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。（令和5年10月1日時点）

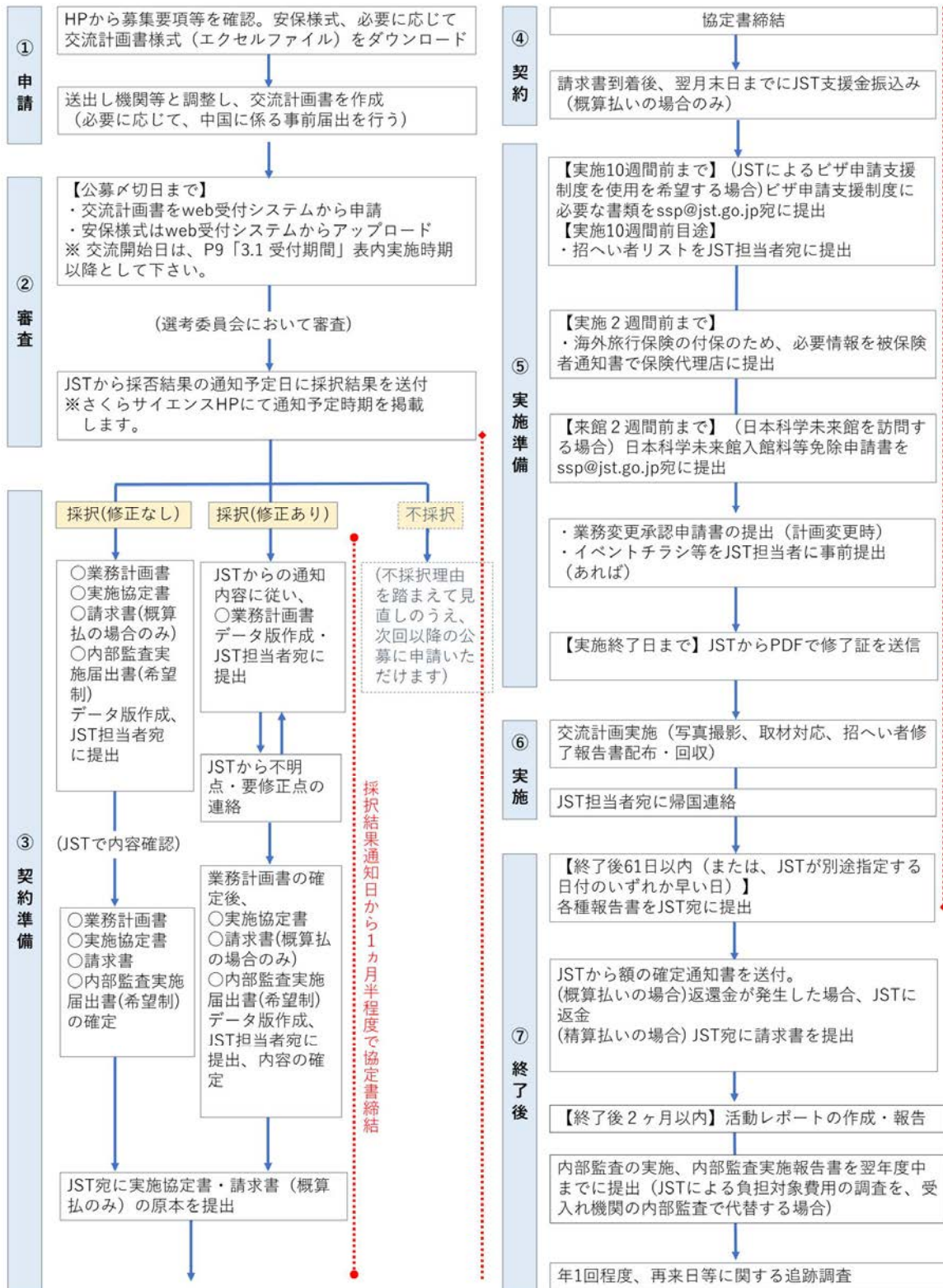
（適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れにかかる消費税相当額計算例）

免税事業者等との取引額 110,000円（消費税率10%、経過措置により80%控除される場合）

消費税相当額  $110,000 \times 10/110 \times 0.2 \times 110/100 = 2,200$ 円

- ① 取引額のうち消費税額  $110,000 \text{円} \times 10/110 = 10,000$ 円
- ② 上記のうち経過措置が適用されない金額  $10,000 \times 0.2 = 2,000$ 円
- ③ 受け取った JST 支援金は総額が課税対象であるため②で算出した額に消費税額を追加計上  $2,000 \times 110/100 = 2,200$ 円

### 別添3 申請から実施・修了後までの流れ



## 別添4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

受入れ機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、受入れ機関が本事業を含む各種活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、受入れ機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替および外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、JST支援金の配分の停止や、JST支援金の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者(特定類型(※2)に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替および外国貿易法第25条第1項および外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。本事業において、本事業を通じて取得した貨物・技術であって、外為法の輸出規制に当たる貨物・技術を輸出(提供)する予定又は意思がある場合には、JSTと実施協定書を締結する受入れ機関には、外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を有していること(応募時点において遵守で

きる体制を有していない受入れ機関においては、輸出（提供）を行う日又は実施期間終了日のいずれか早い方までに「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を構築できること）を本事業への応募要件として求めます。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための組織の内部管理体制を言います。

なお、上記の予定又は意思の有無に関わらず、申請に当たり、すべての受入れ機関は、安全保障貿易管理への対応状況等、必要事項を安保様式 1（安全保障貿易管理への対応状況報告書）に記載し提出して下さい。また、上記の予定又は意思を有していて、応募時点で当該体制を有していない受入れ機関においては申請に当たり、安保様式 1（安全保障貿易管理への対応状況報告書）、および安保様式 2（輸出（提供）を行う日又は実施期間終了日のいずれか早い方までに当該体制を構築する旨の誓約書）の提出を求めます。これらの資料については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合がありますのでご了解下さい。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- 外国為替および外国貿易法第 25 条第 1 項および外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\\_\\_tutatu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu__tutatu.pdf)
- 外国ユーザーリスト  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>